

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年度（2023年度）第22回（定例会）

署名人 山城 達彦

教育長 山城 良嗣

開催日時 令和6年（2024年）3月14日（木）

開会 午後2時15分

閉会 午後2時44分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、大城孝史副参事、棚原咲子主査

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

（学務課）平良真哉課長、加藤和歌子主幹、浅岡未来主査、吉川朋秀主事

（学校教育課）松原伸一課長、備瀬副参事、運天管理主事、仲村主任主事

議事日程 ※日程2～4は非公開案件。

- 1 議案第41号 那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について【学務課】
- 2 報告1 県費負担教職員の内申に関する教育長の専決について【学校教育課】
- 3 報告2 職員人事（退職）に関する教育長の専決について【総務課】
- 4 報告3 職員人事（採用）に関する教育長の専決について【総務課】

山城教育長 それでは時間となりましたので、令和5年度第22回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。よろしくお願いします。本日は、議案が1件、報告が3件となっております。議事録の署名は、山城委員にお願いします。

まず、最初に、議案第41号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 よろしくお願いします。議案第41号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市就学援助の規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由でございます。就学援助認定後に、申請状況に変更が生じた場合の取り扱いを定めるため、この案を提出いたします。詳細については、担当よりご説明申し上げます。

山城教育長 学務課、お願いします。

平良課長 学務課の平良と申します。まず、就学援助の事業概要について、ご説明いたします。就学援助は学校教育法第19条を根拠としており、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、世帯の所得を審査し就学援助の対象となった場合、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助を実施しております。次に、改正内容の詳細につきましては、担当のほうより説明いたします。

山城教育長 お願いします。

浅岡主査 学務課の浅岡と申します。現在、就学援助認定後に、学校や保護者からの情報により、離婚や再婚などで申請状況に変更があった場合に、お配りしています資料4ページをご覧ください。こちらは規則となっております。規則の第11条第1項第1号、被認定者が第3条に規定する条件に該当しなくなった時、この第3条は資料の2ページをご覧ください。第3条第2号、世帯の収入が教育長が別に定める基準額未満の者に該当しなくなったことを根拠として、認定取り消し処分を行っております。また、取り消し後も保護者が就学援助を希望する場合には、資料6ページと7ページに添付しています申請書の項目全てを保護者に記入してもらい、再申請として所得を再度審査した後、認定の可否を判断し、保護者へ通知しております。これまで変更後の基準額の審査を行っていない状況での取り消し処分であったため、今回の改正では、変更点のみ、届け出ることが出来る様式を別に定め、既に提出があった申請書の記載内容を補完させることで、所得審査を再度行い、所得超過の場合にのみ、認定取り消し処分の通知を行うものとなります。この変更届の様式の「案」ですけれども、資料の8ページ、最後のページになります。住所や電話番号、振込口座の変更、世帯員の増減があった場合、下半分になります、この部分に変更があった項目のみ、記載をする様式となっております。

最後に、資料1ページの新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後

となっております。右側の改正後をご覧ください。申請状況変更届等として、第11条を追加しています。今までなかったものを追加しているため、左側の改正前は空欄となっております。第11条を追加したことにより、改正前の第11条から第13条は、改正後は、第12条から第14条へと条ずれしております。説明は以上でございます。

山城教育長 ただいま学務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますか。安里委員、お願いします。

安里委員 6ページの、第1号様式ですかね。その中で承諾・委任ということで、次のとおり申請しますというところの、数字で言うと3で、認定後に、申請状況に変更がある場合は、変更届を速やかに教育長へ提出いたしますとありますけれども、これは、これまでの様式でも記載があったのかな、それとも新年度の6年度から新しく、この文言が入ってきたのかどうか、教えてください。

山城教育長 学務課、お願いします。

浅岡主査 今まではこの文言がなく、令和6年度から新たに追加しているものになっています。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 ということは、今回、この一部を改正するにあたって、これを入れないといけないということの、何か不都合なことがあったので、これに代えるということになるんでしょうかね。

山城教育長 学務課、お願いします。

浅岡主査 今までは、世帯状況の変更が判明した場合、世帯の収入が基準額未満の者に該当しなくなったということで、直ぐに認定取り消しということを行っていたんですけども、そうではなくて、やはり申請者のほうから変更届を出してもらった後に、認定取り消し処分をするかどうか、という判断をするほうが良いということで、今回、このような改正を行うことになっています。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 これを改正することによって、期待されることというのは。

山城教育長 学務課、どうぞ。

浅岡主査 認定取り消し後は、学校での事務手続きにも影響が出てきまして、就学援助は給食費も援助しているんですけども、認定取り消しになると、給食費の徴収業務が学校側に発生するんですけども、ただ、徴収したとしても、再申請の結果が、また認定になった場合は、徴収した給食費というのが、学校から保護者に返還するというような業務が発生しておりまして、そういったものも、今回の変更届を入れることで、その事務手続きがなくなるということと、保護者の手続き、そういった事務手続きとか、心理的な負担とかも軽減されるのではないかと考えております。

山城教育長 よろしいですか。これまでは、条件に合わなくなったら認定を取り消して、必要な

家庭は再度申請をし直す。再度、認定処理を行なうということをやっていたものを、今回、変更が生じた場合は、変更届を出してもらって、それをもって審査をするというふうなことで、手続きが、これまでとは、簡素化という、一旦、取り消すという作業が入らなくなったということになります。学務課、どうぞ。

平良課長 どうしても認定取り消しという通知が来てしまうと、保護者もちょっと、どうなのかなというようなところで、一旦、変更届ということで再度、提出してくださいというようなことで、先程、説明したような事務的煩雑さもなくなるとともに、また、保護者の精神的負担も軽減されるというふうなこともあるのかなと思っております。

山城教育長 仲本委員、お願いします。

仲本委員 一応、那覇市民ということでもあるはずなので、世帯の状況が変化した時は、直ぐ、教育委員会のほうで、分かるということですかね。世帯の条件もしくは、世帯の収入の増減、納税の状況かと思うんですけど、そういう情報が、庁内で連携が来ているということになるんですか。

山城教育長 学務課、お願いします。

浅岡主査 こちらから調べたりはしていなくて、あくまでも、保護者からの申出があった場合のみ、変更届を提出してもらうということを考えております。申請書の承諾・委任の所にもあるんですけども、2番の項目で、就学援助の所得等審査及び支給事務のため、申請者及び世帯員全員の那覇市が保有する次の情報を関係機関から利用することを承諾する、との記載がありますが、その部分は法制契約課との法規調整でも指摘があったんですけども、保護者が承諾しているのは当初の審査の時の情報閲覧であって、審査後の住基の異動等を閲覧することは、申請書の承諾内容を拡大解釈しているのではないかなというような指摘がありましたので、審査後に、こちらから住基等で世帯の増減などを調べるということはしておりません。

山城教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 もし変更届を、意図的に出さないということが起こった時には、どうなるんですか。

山城教育長 学務課、どうぞ。

浅岡主査 その年度はそのまま認定継続という形になります。

山城教育長 よろしいですか。二木委員、お願いします。

二木委員 生活保護課の、保護を受けている方と会ってお話を聞くと、かなり審査が厳しいですね。つまり、財産、貯蓄があったら駄目とか、かなり厳しい。土地とかそういう物があっても生活保護はもらえないですね。第3条の生活保護家庭、要保護者というのと、準ずる程度にという、かなり、こう、差があると思いますね。実は。内容も。受益者の、なんていうのかな、個人情報とかそういうのを保護するとか、そういう意味では、非常に今の改正したことが大事だなと思うんですね。人権擁護という観点からは。ただ、やはり悪用することも注意して行かなければいけないのかも知れないな

という気がしました。例えば、この、変更事項があるのにそれは故意に隠すとか、実際は貯蓄がいっぱいあって、事業収入に入れて、世帯の課税額を非常に少なく見せかけているような事業者であるとか、そういう形での申請もあり得るんですけど、そういう例についての、それを見つけないと言いか、そういうものは中々、出来ないことですよ。結局。

山城教育長 学務課、どうぞ。

浅岡主査 審査で使うのは、きちんと地方税法に基づいた、申告された税の情報を使っていますので、その申告をもって審査しています、というお答えしかできないのですが。

山城教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 教育委員会としては、そういう立場ですよと思って、少し危機感は覚えました。でも、まあ、お子さんにとって良いことをしていることも事実ではあります。

山城教育長 ほか、どうですか。それでは、ほかにないようですので、議案第41号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしと認めます。議案第41号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」は、議決をいたしました。ありがとうございました。

報告に移りますが、ここで、会議の非公開について諮りたいと思います。報告1から報告3は人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。報告1から報告3を非公開としてよろしいですか。

全員 異議なし。

山城教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 ここで非公開を解きます。以上を持ちまして、本日の、令和5年度第22回教育委員会会議(定例会)は、終了となります。お疲れ様でした。ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第41号	那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
--------	---------------------------	---------